金ケ崎町農業委員会議事録

令和元年 12 月 20 日午後 1 時 30 分から令和元年第 12 回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

１．本会議に出席した委員は 11 名で次のとおりである。

第 1 番委員	高　橋　旦　志	第 7 番委員	名　和　和　弘
第 2 番委員	石　　田　　一	第 8 番委員	菊　地　重　治
第 3 番委員	小　嶋　教　三	第 10 番委員	小 野 ま り 子
第 4 番委員	髙　橋　正　則	第 11 番委員	那　須　正　昭
第 5 番委員	松　本　義　文	第 12 番委員	菊　地　成　壽
第 6 番委員	千　田　眞　一		

２．本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長　　阿　部　一　之
事務局長補佐　　阿　部　勝　利
主　　事　　千　田　知　美

３．本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について
議案第２号　農地法適用外証明願の審査について
議案第３号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について

４．本会議の書記は次のとおりである。

主　　事　　千　田　知　美

議　　長　　只今から令和元年第12回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間　13時30分

議　　長　　只今の出席委員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議　　長　　日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
―――異議なしの声あり――――
議　　長　　異議なしと認め、議事録署名人には、5番松本義文委員、6番千田眞一委員を、書記には事務局を指名いたします。

議　　長　　日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
議　　長　　―――異議なしの声あり――――
異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議　　長　　日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
事務局長　　【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
議　　長　　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第4、報告第1号　農地法18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議　　長　　日程第5、議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
―――なしの声あり―――
議　　長　　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議　　長　　議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
―――委員挙手―――

議　　長　　挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議　　長　　日程第6、議案第2号　農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　　説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
　番号1番の案件について、10番小野まり子委員より報告願います。

第10番委員　　10番　小野です。12月16日午後、西部地区の農地利用最適化推進委員の菊地達夫委員と小関良則委員、渡辺悟委員、事務局の阿部事務局長補佐と現地調査に行って来ました。
　申請地は[redacted]さん所有の田ですが、現況は倉庫兼堆肥舎1棟と畜舎1棟が建っています。今回の申請に至った経緯ですが、亡き夫が昭和50年に畜舎を建築し畜産業を始め、昭和54年及び昭和56年には、家畜頭数の増加に伴い畜舎及び堆肥舎等を建築し、現在まで利用してきたとのことです。畜舎等を譲渡するため調査していたところ、許可を受けずに農地に建物を建築し使用していたことが判明し、農地法適用外証明願の手続きに至ったものです。
　本年7月にも、申請者から隣接する農地の農地法適用外証明願が出され証明しております。本来であれば、併せて証明願を提出すべき案件ですが、所有名義が異なっていたため今回の手続きになったとのことです。
　現地を確認したところ、申請の通り長年に渡り倉庫兼堆肥舎及び畜舎として利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請者から今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。
　以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は妥当だと判断しました。以上で現地調査の報告を終わります。

議　　長　　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――

議　　長　　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
　―――なしの声あり―――

議　　長　　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
　議案第2号　農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。
　―――全員挙手―――

議　　長　　挙手全員であります。よって、本案は、証明することに決定しました。

議　　長　　日程第7、議案第3号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
　事務局説明を求めます。

事　務　局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　　説明が終わりました。
ここで利用権設定番号18番の案件について、4番髙橋正則委員が、

農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

これより、利用権設定番号18番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号18番について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　全員挙手であります。よって当案件は原案のとおり決定しました。4番髙橋正則委員の入席を許します。4番髙橋正則委員、案件については、原案のとおり決定しました。

それでは、議案第3号のそのほかの案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。

議　　長　これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和元年第12回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間　13時50分